

## その他仕様書修正箇所 (新旧対比表)

| 頁番号            | 項目                                  | 修正前   | 修正後  | 理由  |
|----------------|-------------------------------------|---|--|---|
| 1<br>調達仕様書 3   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(2) 調達背景         | 経済産業省が所管する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法において、例えば、ばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出がある場合は、国の行政機関の長は大気汚染防止法第27条第2項に基づき当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知することになっている。                                    | 経済産業省が所管する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法において、例えば、ばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出がある場合は、国の行政機関の長は大気汚染防止法第27条第2項に基づき当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事等に通知することになっている。  | 用語の適正化  |
| 2<br>調達仕様書 3   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(2) 調達背景         | この際、事業者は経済産業省に対して書面にて届出等の資料を通知しており、経済産業省から都道府県知事への通知は郵送で行われている。   | この際、事業者は経済産業省に対して書面にて届出等の資料を通知しており、経済産業省から都道府県知事等への通知は郵送で行われている。   | 用語の適正化  |
| 3<br>調達仕様書 3   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(2) 調達背景         | 大気汚染防止法や水質汚濁防止法を始めとした各法令に基づく都道府県知事に対する通知を書面で行っていることが、都道府県等におけるデジタル化の課題となっている。   | 大気汚染防止法や水質汚濁防止法を始めとした各法令に基づく都道府県知事等に対する通知を書面で行っていることが、都道府県等におけるデジタル化の課題となっている。   | 用語の適正化  |
| 4<br>調達仕様書 3   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(2) 調達背景         | 高圧ガス保安分野においては、高圧ガス保安法第36条第2項又は第63条第1項に基づき高圧ガスに関連する事故が発生した際には、事業者等は自治体に届出することが義務づけられており、高圧ガス保安法第74条第4項に基づき事故の届出を受けた自治体は経済産業省に報告することとなっている。                                   | 高圧ガス保安分野においては、高圧ガス保安法第36条第2項又は第63条第1項に基づき高圧ガスに関連する事故が発生した際には、事業者等は自治体に届出することが義務づけられており、高圧ガス保安法第74条第4項に基づき事故の届出を受けた自治体等は経済産業省に報告することとなっている。 | 用語の適正化  |
| 5<br>調達仕様書 3   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(4) 業務・情報システムの概要 | (4) 業務・情報システムの概要<br>官民双方における抜本的な業務効率化のため、産業保安・製品安全法令に関する行政手続の電子化のため、産業保安システムを開発し、2020年1月から段階的に運用を開始している。現在、電気事業分野を中心に年間約20万件の申請・届出を受け付けており、電子化した手続については、オンライン申請率が80%を超えている。 | 当該記載を削除  | 「1 調達案件の概要に関する事項 (2) 調達背景」と重複のため              |
| 6<br>調達仕様書 4   | 図表1-1 保安ネットの概要 (赤線部は本調達の範囲)         | 「海外事業者」、「海外事業者向け申請・届出」、「e-Gov」  | 当該記載を削除  | 表現の適正化  |
| 7<br>調達仕様書 4   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(5) 契約期間         | (5) 契約期間  | (4) 契約期間   | 「1 調達案件の概要に関する事項 (4) 業務・情報システムの概要」の削除による連番の修正 |
| 8<br>調達仕様書 4   | 1 調達案件の概要に関する事項<br>(6) 作業スケジュール     | (6) 作業スケジュール  | (5) 作業スケジュール   | 「1 調達案件の概要に関する事項 (4) 業務・情報システムの概要」の削除による連番の修正 |
| 12<br>調達仕様書 5  | 図表1-2 作業スケジュール案                     | 3-1 海外事業者向けe-Gov受付データのAPI連携について   | 3-1 海外事業者からの届出等受付情報の管理対応について   | 要件の適正化  |
| 9<br>調達仕様書 7   | 図表3-1 保安ネットに追加する機能要件                | 産業保安・安全グループ高圧ガス保安室が過去の高圧ガス保安法に係る事故の情報をとりまとめて作成した事故事例データベースから、事故(災害)マスタ及び事故(喪失・盗難)マスタに、事故情報を移管すること。  | 産業保安・安全グループ高圧ガス保安室が過去の高圧ガス保安法に係る事故の情報をとりまとめて作成した事故事例データベースから、事故(災害)マスタ及び事故(喪失・盗難)マスタに、事故情報を移行すること。   | 用語の適正化  |
| 10<br>調達仕様書 7  | 図表3-1 保安ネットに追加する機能要件                | なお、事故事例データベースに集積されている個別の各事故に関する情報について、「1次事象」に「喪失」・「盗難」・「紛失」のいずれかの単語が含まれている事故については事故(喪失・盗難)マスタに移管し、それ以外の事故については事故(災害)マスタに移管する。   | なお、事故事例データベースに集積されている個別の各事故に関する情報について、「1次事象」に「喪失」・「盗難」・「紛失」のいずれかの単語が含まれている事故については事故(喪失・盗難)マスタに移行し、それ以外の事故については事故(災害)マスタに移管する。              | 用語の適正化  |
| 11<br>調達仕様書 7  | 図表3-1 保安ネットに追加する機能要件                | 事故事例データベースと事故(災害)マスタ及び事故(喪失・盗難)マスタの対応関係については、別添1の表2を参照の上、主管課と相談の上で移管作業を実施すること。  | 事故事例データベースと事故(災害)マスタ及び事故(喪失・盗難)マスタの対応関係については、別添1の表2を参照の上、主管課と相談の上で移管作業を実施すること。   | 用語の適正化  |
| 13<br>調達仕様書 7  | 図表3-1 保安ネットに追加する機能要件                | 3-1 海外事業者向けe-Gov受付データのAPI連携について<br>特定輸入事業者の手続については、e-Govで接受した申請・届出情報をe-Govが提供するAPI連携にて保安ネットのマスタデータベースにデータを格納するよう改修すること。<br>e-Govとのデータ連携においては本調達の契約後にAPI仕様書等を主管課から提供する。      | 3-1 海外事業者からの届出等受付情報の管理対応について<br>海外事業者等に係る申請・届出について、提出・受理された情報を保安ネット内で適切に確認・取扱できるよう別添5の内容により保安ネットの届出機能及び内部審査機能について必要な改修を行うこと。               | 要件の適正化  |
| 14<br>調達仕様書 15 | 図表4-2 成果物一覧 ⑦運用・保守管理工程の成果物          | 運用・保守作業計画書  | 当該行を削除   | 運用・保守は役割に含まれないため                              |
| 15<br>調達仕様書 15 | 図表4-2 成果物一覧 ⑦運用・保守管理工程の成果物          | 運用・保守実施要領   | 当該行を削除   | 運用・保守は役割に含まれないため                              |
| 16<br>調達仕様書 15 | 図表4-2 成果物一覧 ⑦運用・保守管理工程の成果物          | 設計・開発及び運用作業等の最終成果物一式口   | 当該行を削除   | 各リリース後に納品を受けるので、重複して納品を指示することになるため、削除         |
| 17<br>調達仕様書 15 | 図表4-2 成果物一覧 ⑦運用・保守管理工程の成果物          | ⑦運用・保守管理工程の成果物  | ⑦運用・保守への引継ぎ工程の成果物  | 図表4-1本案件の作業内容No.18「運用・保守への引継ぎ」の記載と整合しなかったので修正 |
| 18<br>調達仕様書 25 | 1 2 付属文書                            | 新設  | 別添5 製品安全4法の機能改修に係る各種要件   | 要件の明確化  |